自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令案について

１．改正の趣旨

第213回通常国会において成立した、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号。以下「CCS事業法」という。）の一部の施行を踏まえ、二酸化炭素の貯留事業に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案により、自然環境保全法施行令（昭和48年政令第38号。以下「令」という。）の改正を予定している。これを受け、自然環境保全法施行規則（昭和48年総理府令第62号。以下「規則」という。）の改正を行うものである。

２．改正の内容

今般、CCS事業法に新たに規定された試掘のための海底の掘削は、自然環境保全法（昭和47年法律第85号。以下「法」という。）に基づく沖合海底自然環境保全地域において、その自然環境の保全に影響を及ぼすおそれが高い。これらを特定行為（法第35条の４第３項）として、同項第４号に基づき令に追加する改正を行うところ、同条第５項に基づく許可基準等を次のとおり定めるため、規則を改正するものである。

1. 沖合海底特別地区内においてCCS事業法に規定する試掘のための海底の掘削を行うことに関する許可申請書の記載事項
・特定行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における当該特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視に関する計画
2. 沖合海底特別地区内においてCCS事業法に規定する試掘のための海底の掘削を行うことに関する許可基準

・次のいずれにも該当すること。

* 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められること。
* 当該特定行為を行う者が、当該特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視を継続的に実施できると認められる計画を有すること。
* 当該特定行為に伴う海底の形質の変更が、行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

1. 沖合海底自然環境保全地域の区域のうち沖合海底特別地区に含まれない区域内においてCCS事業法に規定する試掘のための海底の掘削を行うことに関する届出書の記載事項

・自然環境に及ぼす影響と、特定行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における当該特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視に関する計画

３．施行期日

　CCS事業法附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日から施行する。